令和元年 6月 7日　第2706号

惚れ^2 営農NEWS

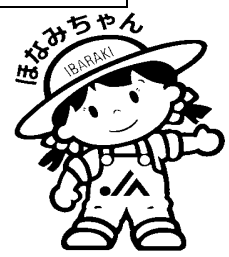

農薬危害防止運動（６～８月）を実施しています

農薬の適正使用で「農作物、生産者、環境」の安全を守りましょう

農薬の安全使用のためのチェックリスト

確認できましたか？

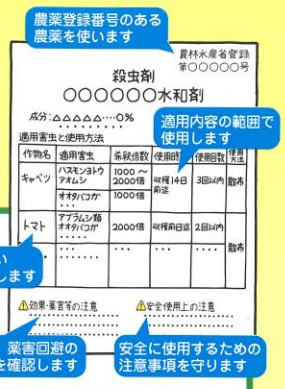

農薬の使用前

- ☐ 農薬登録番号のある農薬を選びましょう
- ☐ 農薬ラベルをよく読みましょう
  作物名、使用量・希釈倍数、使用時期・収穫前日数、総使用回数、注意事項、最終有効年月を確認しましょう

- ☐ 散布器具の点検を行い、前回使用時の薬液が残っていないか等確認し、使用前に通水しましょう
- ☐ 生産者同士、住民、他業者と連携をとり、作業スケジュール等連絡を密に行いましょう

農薬として使用できない除草剤

農薬として登録のない除草剤は、農作物や植木・花き・街路樹などの植物の栽培管理には使用できません。
農薬ではないため、改めて注意しましょう！

農薬の使用時

- ☐ カッパ天国エースなどの防除衣や農業用マスク、ゴーグル・メガネ、手袋などの保護具を着用しましょう
- ☐ 散布圃場面積にあわせ、散布液は残らないよう調整しましょう
- ☐ 農薬飛散防止のための基本的な施用法を実践しましょう
  - ●風向きに注意し、風の強い時は散布しないようにしましょう
  - ●作物の近くから散布し、圃場の縁近くは内側に向けて散布しましょう
- ☐ 土壌くん蒸はかならず被覆しましょう

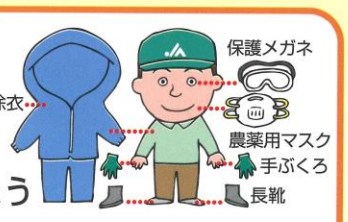

農薬の使用後

- ☐ 散布器具のタンクやホースに農薬が残らないようによく洗浄しましょう
- ☐ 廃液は河川等の水系に流れないよう注意しましょう
- ☐ 水田の農薬使用後、７日間は止水管理をしましょう
- ☐ 農薬は鍵のかかる専用の保管庫に入れて管理することを徹底しましょう
  また、ペットボトル等への移し替えは誤飲の原因になるため、やめましょう
- ☐ 圃場、作物ごとに農薬の使用履歴を都度記録しましょう
  散布日、農薬名（剤型）、散布した量（使用量・希釈倍数）は必ず記載しましょう

農薬を知る。理解する。適正に使う。

JA 全農 耕種資材部

農薬使用の際は、必ずラベル及び登録変更に関するチラシ等の記載内容を確認し、飛散に注意して使用して下さい。

※ＪＡ全農いばらきホームページでもご覧になれます。

全農 JA全農いばらき

生産資材部　営農企画課
電話：029-291-1012　FAX：029-291-1040